

(仮称) JR桃山駅(路上) 自転車等駐車場の整備及び管理運営を行う事業者の募集について

質問 及び 回答

本公募に係り、現場説明会における質問受付期間中(令和3年10月12日～令和3年10月18日)に受け付けた質問については、下記のとおり市の考え方を回答します。

京都市建設局自転車政策推進室

記

○ 質問に対する回答

番号	質問	回答
1	貴市が設置した設置物の修繕は事業者負担かご教授願います	軽微な維持補修を含む日常的な維持管理については、事業者が行う業務の範囲に含まれます。(募集要項2-(1)-イ) また、駐輪場利用者等が本市の土木施設に損傷を与えた場合、原則、原因者が復旧を行うものですが、原因者が不明な場合は駐輪場事業者にて修繕していただきます。 このほか、経年劣化に伴う修繕(更新)は必要に応じて本市が行いますが、駐輪場の管理・運営上、事業者が必要と判断した修繕(美観の保持を目的とした修繕等)については、管理者である伏見土木事務所と協議の上、事業者の負担により修繕願います。
2	直近一年間における無料駐輪場の長期車両の撤去台数をご教授願います。	京都市桃山駅自転車駐輪場(無料)において、直近1年間で本市が撤去を行った長期放置車両の台数は21台です。
3	当駐輪場の指定管理者募集の条件として定期利用を設けることは必須でしょうか。又、必須であれば最低の区画数は何台であるのかご教授願います。	定期利用の設定については必須ではありません。したがって、最低区画数の規定をしていますが、利用者サービス向上の観点から導入をご検討ください。
4	・定期利用も検討とありますが、その場合定期スペースにも車体の一部を固定する器具を設置し、駐輪機ごとに暗証番号設定できる仕様が必要なのでしょうか。	車体の一部を固定する器具を設置し、駐輪機ごとに暗証番号設定できる仕様は、一時利用についての仕様を想定しており、不正駐輪等に対する管理体制が構築されている場合は、定期利用の駐輪区画に同様の対応を求めるものでは

番号	質 問	回 答
	<p>・■募集要項 ク「自転車駐車場の管理運営方法は・・・駐輪ごとに暗証番号が設定できる仕様とすることにより、第三者が精算等の処理をできないようにしてください。」について現地での精算を必要としない場合の、定期利用者についても、暗証番号での精算処理が必要な機器での対応が必須でしょうか？</p>	<p>ありません。</p>
5	<p>定期更新機の設置台数に関して、「料金徴収機との兼用は可」との記載があり、設置台数を選考基準とされておりますが、駐輪場の規模から更新機の2基以上の設置は利用者需要を見越しての選考基準とのご判断でしょうか。</p>	<p>利用者サービス向上の観点から、選考基準としています。</p>
6	<p>自主事業(自販機の設置等)については可能であるかご教授願います。</p>	<p>駐輪場用地は道路区域となるため、駐輪場整備に必要な駐輪機器等を除く設備(自動販売機等)の占用は認められません。</p>
7	<p>・概算で示されている道路占用料160万円は、減額前の金額であると認識してよろしいでしょうか。</p> <p>・道路占用料約160万円/年間とありますが、50パーセントの減免された金額なのかご教授願います。また、減免が受けられる期間はいつまでかご教授下さい。</p> <p>・募集要項の3ページの道路占用料についてですが、現在50%の減免を受ける事が可能と記載されております。年度によって変更される可能性はあるのでしょうか。変更の可能性がある場合、最低減額率をご教示ください。</p>	<p>募集要項に記載の金額は、50%の減免を適用しない場合の金額です。</p> <p>事業期間中の減免適用を確約することはできません。</p> <p>なお、募集要項5応募方法(3)－(ク)償還計画表に記載する道路占用料については、減免後の金額で作成してください。</p>
8	<p>現地説明会時、京都市にて「一次電源引込柱」および「分電盤の取付」を行うとの説明を受けましたが、電源の容量はどれくらいを見込んでおりますでしょうか？</p>	<p>京都市にて受電点(一次電源引込柱)を設けますが、分電盤(引込み含む)については事業者で設置していただきます。設置された分電盤から必要な電力を確保してください。なお、引込柱には、京都市で設置する照明用の分電盤も設置します。</p>

番号	質 問	回 答
9	<p>■募集要項 サ「電力が必要な場合には駐車場内に需給点を設けます、」との記載について、需給点の場所については事業者側で指定ができるのでしょうか。</p>	<p>原則、受電点の指定はできません。</p>
1 0	<p>・説明会時に口頭で「埋設配管は不可」と説明がありました。露出配管のみだと敷地境界に沿わせる必要があり、通路上に配管設置を行う可能性があります。歩行者通路の安全確保の観点から、貴市でコンクリート舗装をされる際に機器の管路の確保を頂く事はできないでしょうか。</p> <p>・京都市にて行って頂ける場内コンクリート打設におきまして、打設前に事業者にて必要な配管を行うとの認識で宜しかったのでしょうか？</p>	<p>原則、露出配管を想定しており、本市でコンクリート舗装を行う際に機器の管路を確保することはできません。</p> <p>ただし、整備計画上、利用者の支障となるなど、やむを得ない場合は、部分的に埋設管の整備について調整させていただきます。</p>
1 1	<p>別図2「駐輪区画を設けない範囲」は、京都市で区画外駐輪を行えない仕様（柵やフェンス）にて囲って頂けるのでしょうか？</p>	<p>当該範囲について、京都市で囲いなどを設けるものではありません。</p>
1 2	<p>■募集要項 ナ「歩道上空標識等を設置する場合、その高さは2 . 5 m（歩道上）を確保してください。・・・」と記載がありますが、この制限に該当する場所はどこになりますか。また、該当する設備（例えば、料金看板や精算機看板、テント、カメラなど）は何になるのでしょうか。</p>	<p>自転車等駐車場内は歩道であるため、利用者が自転車等駐車場を利用する際の動線が制限の対象となる場所です。</p> <p>制限の対象となるのは、カメラや利用者の頭上に位置する看板といった設備を想定しています。</p>
1 3	<p>■様式 各様式でページが足りない場合（1 ページ以上になる場合）には、事業者でページを追加してもよろしいのでしょうか。</p>	<p>各様式でページが足りない場合は、ページを追加していただいて構いません。</p> <p>なお、追加されたページには必ず様式番号を明記してください。</p>
1 4	<p>資金調達能力が評価項目にございますが、「当該企業がどの程度資金調達ができる」という点を、どのような手法で判断なさるのでしょうか。</p>	<p>要項5－（ケ）－i で決算書類として御提出いただく貸借対照表において、現金預金等の金額で判断します。</p>

番号	質 問	回 答
	以下空白	以下空白